

計画書（案）

大津湖南都市計画火葬場の変更（栗東市決定・草津市決定）

都市計画火葬場を次のように決定する。

種別	番号	名称	位置	面積	備考
火葬場	7	(仮称)草津栗東火葬場	栗東市小野	約 20,500 m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

草津市の火葬場は、昭和55年に供用が開始されてから40年以上経過し、老朽化が進んでいることや、高齢化の進展による近年の火葬需要の増加に伴い、火葬能力を超えることが予想されている。また、現在の火葬場は用地に限りがあり、火葬炉が増設できないほか、待合室なども十分に確保できていない状況である。

一方、栗東市は滋賀県内で唯一火葬場がない公共団体であり、市民は市外の火葬場を利用するにあたり、高額の火葬料金を負担している。また、財政事情により、市単独での火葬場整備は困難な状況である。

こうした両市の課題の解決に向け、共同整備の可能性を両市で検討し、令和3年2月8日に『草津市と栗東市との新火葬場の整備に関する基本協定書』を締結した。令和4年10月1日に火葬場整備の主体として、草津栗東行政事務組合を設立し、令和4年11月に組合議会の議決を経て用地取得がなされ、令和5年9月には『(仮称)草津栗東火葬場整備基本計画』が策定されたところである。

こうした状況から、適正な規模の火葬場を適正な位置に整備し、都市の健全な発展と市民生活の向上を図るため、これを都市計画に定めるものである。

